

病床の規模・機能・性格等に応じて審査体制を設け、これを審査体制区分と称しています。  
 病院機能評価項目のバージョン4.0からバージョン6.0の審査では、一般病床および一般病床と  
 精神科病床や療養病床が複合するような場合には、100床、200床、および500床を区分点にして  
 4区分、精神科病床または療養病床のみ、精神科病床と療養病床が複合するような場合は、200床、  
 400床を区分点に3区分を設定し、区分に応じた審査体制が組まれます。審査体制区分1～4に対応  
 する適用病床数（ベッド数）、評価調査者数（サーベイヤー数）、訪問審査の日数は、次のとおりです。

審査体制区分（バージョン4.0から6.0）

審査体制区分			1	2
適用病床数			一般・複合（20～99） 精神・療養・複合（20～199）	一般・複合（100～199） 精神・療養・複合（200～399）
評価調査者数			4人	4人
審査 日 数	1日目	AM	事前打ち合わせ 書類確認	-----
		PM	訪問審査	事前打ち合わせ 書類確認
	2日目	AM	訪問審査	訪問審査
		PM	訪問審査	訪問審査
	3日目	AM	-----	訪問審査
		PM	-----	-----

審査体制区分			3	4
適用病床数			一般・複合（200～499） 精神・療養・複合（400～）	一般・複合（500～）
評価調査者数			7人	7人
審査 日 数	1日目	AM	-----	-----
		PM	事前打ち合わせ 書類確認	事前打ち合わせ 書類確認
	2日目	AM	訪問審査	訪問審査
		PM	訪問審査	訪問審査
	3日目	AM	訪問審査	訪問審査
		PM	-----	訪問審査

2013年4月から始まる機能種別評価項目3rdG:Ver.1.0～の審査では、一般病院1・緩和ケア病院については100床を区分点にして2区分、一般病院2については100床、200床、500床を区分点にして4区分、リハビリテーション病院・慢性期病院・精神科病院については200床を区分点にして2区分を設定し、区分に応じた審査体制が組まれます。審査体制区分1～4に対応する適用病床数(ベッド数)、評価調査者数、訪問審査の日数は、次のとおりです。

審査体制区分（機能種別版評価項目3rdG:Ver.1.0～）

審査体制区分			1	2
適用病床数			一般1・2・緩和（～99） リハ・慢性・精神（20～199）	一般1・緩和（100～） 一般2（100～199） リハ・慢性・精神（200～）
評価調査者数			3人	3人
審査 日 数	1日目	AM	事前打ち合わせ 書類確認 面接調査	事前打ち合わせ 書類確認 面接調査
		PM	ケアプロセス調査 外来訪問	ケアプロセス調査 外来訪問
	2日目	AM	部署訪問	部署訪問
		PM	講評・意見交換	講評・意見交換

審査体制区分			3	4
適用病床数			一般2（200～499）	一般2（500～）
評価調査者数			5人	6人
審査 日 数	1日目	AM	事前打ち合わせ 書類確認 面接調査	事前打ち合わせ 書類確認 面接調査
		PM	ケアプロセス調査 外来訪問	ケアプロセス調査 外来訪問
	2日目	AM	部署訪問	部署訪問
		PM	部署訪問 講評・意見交換	部署訪問 講評・意見交換